

2015 SNE学会(京都教育大学)9/18課題研究  
インクルーシブ教育の国際比較

## ドイツのインクルーシブ教育の模索 から何を学ぶべきか？ 論文集要旨への補足

窪島 務  
(NPO法人滋賀大キッズカレッジ)

1

## ドイツ・インクルーシブ教育の模索

>経過、制度(省略)

◆Flensburgの性格のまったく異なる2つのインクルーシブ学校:

### 1. Waldschule(1-4年までの小学校)

二人担任制+介助員、1学級24人

1-2年合同クラス(3年間に在籍可)

完全個別カリキュラム(子どもが自主的に決め、自己評価)

「カリキュラムに基づく評価」(CBM)

障害の重い子はできるか？

\* 学習目標は、1人ひとり異なる(Zieldifferent)

2

## 写真1 Wald Schule 2015

3

## Unesco-Project Schule:Weich Grundschule

1年-4年の小学校

二人担任制+介助員、1学級24人

共通カリキュラムと要支援児グループ学習(通常学級と障害児学級の合同クラス):グループ学習

>学習目標は、グループで共通(要支援児は、個別目標?)

校長先生:自分たちは少数派(2/10)で苦労しているが、この学校のやり方が正しいと思っている。  
金もないし、人も少ない。

5

## 写真2

## Unesco-Project Schule の共同教育

6

## インクルーシブ教育と特別なニーズ教育

>インクルージョンは、ニーズを増殖する。

ハンブルクの経験:軽度障害(LSE;言語、行動、学習)を区別せず、通常学級とし、あらかじめ一定数の教師を配置する。

「ニーズ児」と判定された子どもの3分の2は、これまで通常学級にいた子どもたち(つまり「LSE児」の増加)。3分の1がこれまで特殊学校。

>インクルーシブ教育は、特殊教育の専門家を大量に必要とする。特殊学校からの教師の引き抜きが行われている。

障害児学校教員の養成は廃止(ex.ブランデンブルク)。

すべての障害に対応できる専門教師が存在するか?インクルーシブ教員の養成で障害児に対応できるか?

>親の選択権。希望が多い場合、学校長が決定権を持つ。

>学習障害への対応はあいまい。

8

### インクルーシブ教育の中心問題

- >2大課題:社会学と教育学(カリキュラム論)が中核的役割  
社会的・地域共同体的側面とカリキュラム(教育内容)問題  
**インクルーシブ社会形成とインクルーシブ教育の関係**
- >教育は、社会の機能の一側面にすぎない。教育による社会改造という啓蒙主義的構想は、非現実的で、非社会的。  
**社会的レベルのインクルーシブの追求が根本問題。**
- >教育的作用  
教育は、社会の人間形成機能を強めたり、弱めたりすることができる。教育は、その中で人格形成に意図的に取り組む機能を持つ。(社会の持つ人格形成機能は圧倒的に優勢である)
- >教育固有の機能は、カリキュラム(教育課程)問題である。  
この点で、学習レベルのインテグレーションを追求したFeuserの研究は、方法論的に間違っているが、方向性は重要であった。

### 特別なニーズ教育と教育課程問題

- >**インクルーシブ教育の核心としての学習(教育内容)**  
学習を問題としないインクルーシブ教育は基本問題を回避している  
\*社会性(友だち関係、教師-子ども関係)に収斂するもの  
**インクルーシブ教育のアキレス腱(最も困難な領域)**
- >**「合理的配慮」と学習内容・目標問題**  
抹消された**「モディフィケーション(modification)」(US)**  
かつて2つの「配慮」のタイプが厳密に区分された。
  - ・アコモデーション
  - ・モディフィケーション

### アコモデーションとモディフィケーション

- >二つの配慮の質的区別
  - ◆「同一目標での多様化」(Zielgleiche Differenzierung)  
配慮の中身はアコモデーション=環境調整  
学習内容、到達目標の変更に関わらない方法上の環境調整  
例:時間延長、支援員の配置、複数担任制、代替措置、教材の提示方法、IT、座席の位置、文字の拡大、少人数・個別指導など現在の配慮事項のほとんどすべて:教育内容の変更はない
  - ◆「学習目標の多様化」(Zieldifferente Differenzierung)  
配慮の中身はモディフィケーション=教育内容、到達目標の変更  
例:学習内容や到達目標を下学年の配当に下げる。教科の特定の内容の除外。

### 「合理的配慮」(Reasonable accommodation)とは何か？

- >権利条約の“accommodation”の概念の内容の吟味はなされているか？
- >USAで、“modification”が消えた理由は何か？  
IEDAO4の変質:NCLBに組み込まれたIDEA04
- 「IDEA04以後、モディフィケーションは語られなくなった」  
障害児教育、特にLD教育が、通常学級の学力問題の傘下に下った(LD=通常学級の読み学力問題)
- その他、予算削減問題、学カテスト問題、スタンダード基準

### 日本の「合理的配慮」の解釈 詭弁と固執

- >文科省は、「合理的配慮の基礎となる環境整備」と「合理的配慮」を区別:特に問題ではない。
- >通常、学力内容に関する合理的配慮の説明は環境調整(指導方法上の配慮)に限られる
- >中教審・文科省:  
「合理的配慮」を「教育内容」と「教育方法」に分類し、「教育内容の変更・調整」を謳ってあたかも教育内容の変更を行いうるかのよう装いながら、その実、「教育内容」の具体的変更と調整には触れないで「今後検討する」。これを詭弁という。  
通級、支援学級のみ特別の教育課程が可能であるという既存の法制度の建前の説明につきる。これを、固執という。

### 日本版「合理的配慮」の解釈

中央教育審議会初等中等教育分科会特別支援教育の在り方に関する特別委員会合理的配慮等環境整備検討ワーキンググループ報告—学校における「合理的配慮」の観点—平成24年2月13日  
文科省もこれを踏襲

<「合理的配慮」の観点(1)教育内容・方法>

<教育方法>

- 1 情報・コミュニケーション及び教材の配慮
- 2 学習機会や体験の確保
- 3 心理面・健康面の配慮

<教育内容>

「1 学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮」  
「2 学習内容の変更・調整」

→ ?

### 教育内容(教育課程)の変更・修正は可能か？

「小・中学校については、個別指導、習熟度別・少人数指導に加えて、通級による指導、特別支援学級における指導が可能である。通級による指導、特別支援学級においては、特別の教育課程による教育を行うことができる。」

裏返せば、**通級、支援学級以外では、特別の教育課程による教育はおこなえない、ことを意味する。**

課題として「通常の学級で指導を行う場合、各小・中学校においては、小・中学校の学習指導要領に基づく教育課程を編成・実施する必要がある。通常の学級で学ぶ障害のある児童生徒一人一人に応じた特別の指導・評価の在り方について検討する必要がある。その際、各学校段階の学習指導要領の総則等において、障害のある児童生徒の指導について、教育課程実施上の配慮事項が示されているが、更なる配慮事項を示すべきかを今後検討していく必要がある。」

15

### 小学校学習指導要領の総則

#### 第4 指導計画の作成等にあって配慮すべき事項

2(7)障害のある児童などについては、特別支援学校等の助言または援助を活用しつつ、例えば指導についての計画又は家庭や医療、福祉党の業務を行う関係機関と連携した支援のための計画を個別に作成することなどにより、個々の児童の障害の状態等に応じた指導内容や指導方法の工夫を計画的、組織的に行うこと、特に、特別支援学校又は通級による指導については、教師間の連携に努め、効果的な指導を行うこと。

16

「別表1」学習上又は生活上の困難を改善・克服するための配慮  
学習障害:「読み書きや計算等に関して苦手なことをできるようにする、別の方法で代替する、他の能力で補完するなどに関する指導を行う。(文字の形を見分けることをできるようにする、パソコン、デジカメ等の使用、口頭試問による評価等)」: **例示されたものはすべてアコモデーションのみ**

「別表2」学習内容の変更・調整

学習障害:「読む」「書く」等特定の学習内容の習得が難しいので、基礎的な内容の習得を確実にすることを重視した**学習内容の変更・調整**を行う。(習熟のための時間を別に設定、軽重をつけた**学習内容の配分等**) **学年を超えた変更、通常学級に該当すると言う明記なし。かつこ内はアコモデーションにすぎない。**

ADHD:「注意の集中を持続することが苦手であることを考慮した**学習内容の変更・調整**を行う。(学習内容を分割して適切な量にする等)」→**これも、アコモデーション**

17

### インクルーシブ教育議論の展望

#### 制度問題から学習内容へ

➤インクルーシブは、社会問題であり、教育問題である。社会学的研究と教育内容・教育課程研究(教育評価を含む)の2つの研究が今後の焦点となる。

➤特別の教育的ニーズの根幹は、教育内容・教育課程・評価問題である。

日本の学校は、欧米のような「課程主義学校」ではなく、「年齢主義学校」という特徴付けが梅根悟によって行われてから通説になっているが、**実は制度の建前は、日本の学校も「課程主義学校」である。**評価が、学力だけでなく、人物評価を含むことになっているだけである。最近、特別支援教育の進展が「寝た子を起こし」て、制度の建前(課程主義)が表に出てきた趣がある。「通常学級では、学習指導要領を外れる指導はしてはいけない」という指導が出てきている。

18

### インクルーシブ教育の2つの理論的課題

#### ◆社会的インクルーシブ教育について原理的に深めること

Wald-Schule校長は、個別学習とCBMを導入する理由を「学校の選抜機能をなくす」ためと言った。学校の選抜機能は、社会的機能である。学習方法で、社会的機能としての学校の選抜機能がなくなることなどあり得ない。社会的インクルーシブと教育的インクルーシブの関係、違いを明らかにすることが必要。

#### ◆インクルーシブ教育の根幹は、カリキュラム問題である。

昨今の議論は、環境調整(アコモデーション)に焦点化しているが、**教育内容・目標の変更・修正とその根拠である人格発達論こそインクルーシブ教育の理論的基礎となる必要がある。**

**この2点が、ドイツのインクルーシブ教育の今回調査から得られた教訓である。**

19

おわり

本報告はJSPS「特別なニーズをもつ子どもへの教育・社会開発に関する比較研究」(基盤研究(A), 課題番号 23252010, 2011年度～2015年度 代表:黒田学)によるドイツ実地調査(2015年6月8日～26日)の成果に基づいている。

20